

後期高齢者医療制度保険料軽減措置の延長について

👉 **令和8年度及び9年度の後期高齢者医療制度保険料の決定に当たり保険料軽減措置を2年間延長することに伴い、広域連合規約の一部を変更する。**

1 目的

保険料の軽減措置として、令和6年度及び令和7年度の2年間は、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額、葬祭費相当額を関係区市町村の一般財源で負担しているところである。令和8年度及び令和9年度についても、この措置を継続することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を変更する。

2 変更内容

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に変更する。

3 施行予定日

令和8年4月1日

4 変更手続

広域連合の経費の支弁の方法のみに係る変更であるため、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係区市町村の協議によりこれを定め、東京都知事に届出を行う。この協議については、同法第291条の11の規定により、関係区市町村の議会の議決を経る必要があるため、令和8年第一回区議会定例会に当該議案を提出する。